

資料1

枚方市における保育の現状と民営化について

1. 枚方市の就学前児童の状況について(平成 19 年 1 月 1 日現在)

- ・就学前児童数 22,591 人
- ・保育所定員児童数 5,553 人 (公立 1,610 人、私立 3,943 人)
- ・保育所入所児童数 6,466 人 (公立 1,831 人、私立 4,635 人)
- ・待機児童数 177 人

2. 枚方市の保育について

- ・枚方市の保育行政は、従来「公私協調」で保育に取り組んできており、公立保育所 17 園、私立保育所は 38 園と、私立保育所に担うところが多く、基本的に保育内容の公私間格差はない。
- ・定員・入所児童とも、7割以上を私立保育所で担っている。
- ・障害児保育・アレルギー対応・園庭開放などを、公私ともに実施
- ・7時から19時までの延長保育は公私全園が無料で実施
- ・19時以降の延長保育を私立保育所 10 園で実施
- ・一時保育・特定保育を私立保育所 10 園で実施

3. 保育所の民営化にかかる計画等について

◇平成 13 年 12 月 「第2次行政改革推進実施計画」策定

＊公立保育所民営化の方針を示す

・平成 16 年度から平成 20 年度までに3か所程度を社会福祉法人へ委託

◇平成 14 年 1 月 「就学前児童対策検討委員協議会」(13 年 6 月設置)が最終報告

＊公立保育所の今後のあり方について提言

・公立保育所民営化を含めた民間(社会福祉法人)活力導入の積極的推進

・公立保育所の運営と役割の見直し

◇平成 18 年 3 月 「構造改革アクションプラン」

＊市内 7 箇所の子育て支援の拠点として市立保育所を存続し、その他を民営化しその財源を子育て支援に活用する。

4. 宇山保育所民営化について

平成 16 年 4 月市立宇山保育所を民営化し、宇山光の子保育園として運営。

(1) 民営化による効果額

宇山保育所の経費(15 年度)－宇山光の子保育園への支出金(16 年度)＝5398 万円
(1 億 6533 万円) (1 億 1135 万円 *90 人定員に割戻した場合)

このほか、平成 16 年度から公立保育所の運営費が一般財源化されました。

(平成 16 年度 宇山光の子保育園分の国・府補助金は 4,490 万円程度)

(2) 削減した経費を財源の一部として実施・拡充した事業

・待機児童解消のための保育所入所定員増

平成 16 年度 201 人 平成 17 年度 60 人

・一時保育事業実施施設の増設

平成 16 年度 1 箇所 平成 17 年度 1 箇所

・ファミリーポートひらかたの開設(平成 16 年 4 月)

(実施事業: つどいの広場、ショートステイ・トワイライトステイ、24 時間電話相談)

・私立保育所に対する看護師配置にかかる補助制度の拡充

(3) 宇山保育所民営化にかかる訴訟について

◇平成 15 年 12 月 宇山保育所保護者が大阪地方裁判所に訴訟を提起

◇保護者の主な主張

「児童福祉法第24条は、保護者に入所選択権を保障したものであり、就学前まで宇山保育所で保育を受ける権利があるから、宇山保育所の廃止は違法である。」

◇訴訟の経過

*平成 17 年 10 月 27 日 大阪地方裁判所判決(市勝訴)

*平成 18 年 4 月 27 日 大阪高等裁判所が控訴棄却の判決(市勝訴)

*平成 18 年 10 月 12 日 最高裁判所が上告棄却の決定(市勝訴)

◇大阪地裁判決(抜粋)

「宇山保育所廃止処分には、経費削減及び待機児童解消という合理的な理由があり、しかも本件保育所の入所児童及びその保護者への配慮として、新保育園において本件保育所での保育内容と継続性があり、かつ、保育として必要とされる一定の水準を保持するための手続を予定していたと認められるから、廃止処分に裁量権の逸脱、濫用があるとは認められず、違法ということとはできない。」

資料 2

蹠蹠保育所の移転及び民営化について

1. 経過

- ◇蹠蹠保育所は、昭和 44 年建設と枚方市立保育所で一番古く老朽化が進んでいます。平成 4 年 3 月に、「保育にふさわしくない環境」であり、「現在の場所から近くて環境のよいところに早急に移転してほしい」という旨の「蹠蹠保育所の移転に関する請願」が採択されました。
- ◇移転建替えに向け、用地取得に努めましたが、いずれも不調に終わりました。
- ◇平成 12 年 1 月には保護者会等から、「現地建て替え」の要望が出され、以降、毎年、「公設公営で現地建替え」の要望が出されています。
- ◇こうした中、大阪府が平成 11 年度末に老人福祉センター楽寿荘の廃止を決定したことから、市は 5 年間の期限付きで土地の無償貸与と建物の無償譲渡を受け、平成 12 年度から市立老人福祉センターとして楽寿荘を存続しました。
- ◇敷地の無償貸借期限の切れる平成 17 年度を前にして、市立老人福祉センターを引き続いて運営するために、さらに 3 年間無償貸借期間を延長し、その間に広大な楽寿荘敷地の活用方策について検討することとしました。
- ◇平成 17 年度の市政運営方針で「楽寿荘については、大阪府との使用貸借契約を 3 年間延長し、市立老人福祉センターとして引き続き運営するとともに、民間活力の導入による保育所の整備など、今後の活用策について検討していく」としました。
- ◇平成 17 年 12 月には「楽寿荘の存続及び蹠蹠保育所の移転に関する要望」が蹠蹠校区自治会連絡協議会から出されました。
- ◇平成 18 年度の市政運営方針で「楽寿荘については、引き続き市立老人福祉センターとして運営するとともに、楽寿荘敷地内で民間法人による保育所整備に向けた準備を進めていく」とし、課題整理に努めてきました。

2. 蹠蹠保育所の移転について

楽寿荘敷地での蹠蹠保育所の建て替えの可能性について、関係各部課からなる庁内会議において、総合的な観点から検討を行った結果、敷地内に老人福祉センターと併設して 90 人規模の保育所整備が可能なこと、他の保育所との位置関係が適切であること、丘陵地ではあるが駅からの距離が近いこと、また楽寿荘は緑が多く静かで環境がよいことなどから、保育所の建て替え用地として適地であると判断しています。

3. 民営化の実施方法

楽寿荘敷地に、民間により保育所を整備することによって、市立蹠蹠保育所を民営化するという方針で進めます。

保育所整備にかかる用地は、大阪府から取得します。保育所を運営する社会福祉法人は、公募し選考委員会で決定します。保育所の整備は当該社会福祉法人が行い、保育所用地は無償貸与することとします。

4. 民営化により想定される効果額

公立と私立の運営経費の差は1人当たり年間62万円（平成17年度決算）で、蹉跎保育所の現定員60人では3,720万円（民営化後の90人定員では年間5,580万円）となります。なお、私立保育所の運営には国・府の補助金が交付されますので、市の一般財源ベースでは、公立と私立の差は1人当たり101万円となり、蹉跎保育所の現定員60人では6,060万円（民営化後の90人定員では9,090万円）の効果額になります。

そのほか、民間保育所の整備には国のハード交付金が交付されますが、公立保育所の場合は交付されません。

5. 保育内容の充実等

0歳児保育の実施による低年齢児保育の充実、30名の定員増による待機児童の解消を進めるとともに、保護者の多様な就労形態への対応策や在宅子育て支援などを検討していきます。また、同一敷地内の楽寿荘との交流を推進します。

6. 民営化を円滑に進めるための措置

他の保育所への転所希望者が、民営化までに転所しやすい仕組みをつくるとともに、民営化への移行にあたっては、子どもたちのことを第一に考えた運営方法を検討します。

なお、こうした方策の検討にあたっては、保護者会との話し合いを十分に行っていきます。

7. 実施予定時期

楽寿荘の無償貸借期間（平成19年度まで）経過後、大阪府から用地を取得し、民間により保育所を整備し、21年度の民営化を目指します。

